

学園都市シェアサイクル導入社会実験の運営パートナー募集仕様書

1. 実施目的

シェアサイクル事業を学園都市エリアで展開することにより、次の目的の達成を目指して、神戸市と運営パートナーが協働で社会実験を実施する。

- ・複数大学が立地する学園都市駅周辺エリアへシェアサイクルを導入し、大学生や教職員等の移動利便性を向上
- ・学生のみならず住民の移動利便性を向上することにより学園都市エリアの活性化にもつなげる
- ・地域の移動手段として公共交通の機能を補完し、ラストワンマイルとしての自転車利用の拡大
- ・学生の卒業と共に放置される自転車の減少

2. 内容

(1) 実施期間

令和7年3月下旬から令和10年3月31日（金）まで（予定）

(2) 実施エリア

神戸市西区 神戸市営地下鉄 学園都市駅周辺

(3) 役割分担

神戸市、本社会実験協力団体、運営パートナーは、学園都市シェアサイクル導入社会実験に際して、次に掲げる役割を分担し、双方対等な立場でもって、その役割について、各自の責任において実施し、事業を協働で推進するものとする。

① 神戸市

(ア) 社会実験全体の総括

(イ) 別紙①に記載のサイクルポート用地及び社会実験開始後に神戸市が調整・確保した公有地等のサイクルポート用地における関係機関との協議・調整

※社会実験開始後にも、別紙①の用地以外に、神戸市がサイクルポート用地の調整・確保を行う可能性がある

(ウ) 社会実験の周知・広報

② 本社会実験協力団体

神戸市公立大学法人 神戸市外国語大学

神戸市公立大学法人 神戸市立工業高等専門学校

公立大学法人 神戸市看護大学

株式会社こうべ未来都市機構

独立行政法人都市再生機構（以下、UR 都市機構）

(ア) 別紙①に記載のサイクルポート用地提供の協力（使用承認・占有手続き含む）

③ 運営パートナー

(ア) 社会実験に係る事業の運営（利用者の募集・登録、料金徴収、自転車の回収・再配置、苦情・問い合わせ・事故対応等）

(イ) 器材及び施設（自転車・サイクルポート等）の整備・調達、本社会実験協力団

- 体を含むサイクルポート用地所有者との契約、維持管理、撤去及び原状回復
- (ウ) 違法駐輪予防対策
 - (エ) 別紙①に記載のサイクルポート用地以外でのサイクルポートの拡充
 - (オ) 利用者への周知・広報
 - (カ) 各種データの収集、整理、分析並びに当該データの神戸市への提供
 - (キ) 社会実験に係る事業の定期報告及び結果報告
 - (ク) 市の事業への協力（自転車を活用したイベント開催時の自転車の提供等）
 - (ケ) 利用者へのアンケート調査の実施及び分析並びに市が実施する社会実験の効果検証への協力
 - (コ) サイクルポート内及びその周辺の定期清掃
 - (サ) 自転車利用時の交通ルールやヘルメット着用等の交通安全啓発の実施

3. 費用

- ・本社会実験に係る事業の運営に要する費用はすべて運営パートナーの負担とする。
- ・社会実験中、別紙①に記載のサイクルポート用地の使用又は占用に係る使用料は、本社会実験協力団体から有償貸出とする。
- ・使用料は、本社会実験協力団体と運営パートナーにて協議の上、決定する。

サイクルポート用地	運営パートナー費用負担
大学・高専敷地（別紙①NO. 1、2、3）	有償（※別紙①参照）
学園都市駅前（別紙①NO. 6）	
UR都市機構（別紙①NO. 4、5、7）	

4. 料金、付帯等事業

- ・学生も含め、多くの人に利用してもらえるよう適切な料金設定を行うこと。
- ・運営パートナーは社会実験に係る事業に付帯又は社会実験に係る事業から派生する事業（以下、「付帯等事業」という。）を実施する場合は、事前に神戸市と協議の上、承認を得ること。なおすでに付帯等事業を実施している場合も、事前に同市と協議の上、承認を得ること。

5. 利用方法

- ・利用者がどのサイクルポートでも自転車を借りることができ、また、借りたサイクルポートと別のサイクルポートにも返却可能なシステムとすること。
- ・市内在住者、通勤・通学者、来街者など、多くの利用者が簡易に利用登録でき、即日利用可能なシステムとすること。
- ・原則として、常時利用可能であること。ただし、サイクルポート用地に閉所時間がある場合は、当該閉所時間に合わせて、システム上での利用制限を設定すること。

6. 自転車及びサイクルポートの仕様

- ・幅広い世代で利用可能なものとするため、原則としてカゴ付き電動アシスト自転車とし、安全性、操作性及び耐久性が高いものとする。
- ・自転車は、制御装置や警音器を備え付ける等、道路交通法等の関係法令に適合した車両を使用すること。また、位置情報が把握できるような機能を搭載すること。
- ・別紙①に記載のサイクルポート用地へサイクルポートを設置する場合、設置に係る手法について、各設置場所の管理者や関係部署などと個々に協議すること。
(サイクルポートの設置場所によっては、ラック等の設置が必要になる場合もある。)
- ・全てのサイクルポートは原則として無人で貸出・返却が可能なシステムとすること。
- ・違法駐輪が起らないような工夫をあらかじめ行うこと。
- ・サイクルポートは設置及び撤去が容易なものとする。
- ・サイクルポートに電源が必要な場合は、運営パートナーが電源を確保すること。
- ・自転車及びサイクルポートは、技術力を持った者が定期的にメンテナンスを行い利用者が常に安全に利用できるようにすること。
- ・サイクルポートには、利用方法、運営パートナーの連絡先等を表示し、利用者が設置場所の管理者等に直接問い合わせることがないように工夫すること。
- ・社会実験に係る事業終了後は、運営のために設置したサイクルポートその他の設備を撤去し、原状回復を行うこと。また、社会実験後の事業継続については、サイクルポート用地所有者と協議を行うこと。

7. サイクルポート用地

- (1) 別紙①に記載のサイクルポート用地にポートを設置する場合、詳細場所、面積他、サイクルポート用地の使用又は占有の条件について、本社会実験協力団体と個々に協議し、最終決定すること。
- (2) その他の学園都市駅周辺エリアへのサイクルポートの設置について、事業目的の達成のため、運営パートナーにて土地所有者等と協議を行い、積極的にサイクルポートの拡充を行うこと。
- (3) 社会実験開始後に、イベント、違法駐輪、安全性等の理由により、設置したサイクルポートを撤去する必要がある場合は、事前に神戸市と運営パートナーで協議を行う。
- (4) 別紙①に記載のサイクルポート用地及び社会実験開始後に神戸市が調整・確保したサイクルポート用地において、サイクルポート用地の使用に支障が生じた場合は、該当のサイクルポート用地の使用の中止を神戸市から命ずることがある。

8. 運営方法

- (1) 社会実験に係る事業の運営にあたっては、必要な人員を確保するなど、社会実験に係る事業の運営体制を整え、事業を円滑に進めること。
- (2) 利用者からの問い合わせに対応できるよう、コールセンター等を設置すること。また、営業時間外についても、事故等緊急時の対応のため、常時連絡・対応可能な体制とすること。

- (3) 配置している自転車の台数に偏りが生じた場合は、台数を平準化するために、サイクルポート間で自転車の再配置を行うこと。また、自転車がサイクルポート以外の場所に放置された場合は、速やかに回収すること。
- (4) サイクルポートに、本社会実験と関係ない自転車が停められないよう、例えばラックを設置するなどの工夫をするとともに、停められていた場合は早期に適切な対応を行うこと。
- (5) 事故・トラブル等が生じた場合は、速やかに対応すること。
- (6) 利用者のケガや損害賠償事故（対物・対人）に対応するため、保険に加入すること
- (7) 利用者の個人情報、法令に基づき適正に管理すること。
- (8) 利用者へ交通ルールやマナー等の啓発を行うこと。
- (9) 自転車の盗難対策を行うこと。
- (10) サイクルポートを設置した場合において、その全てのサイクルポートについて、第三者から社会実験に係る事業に関連する苦情等が発生した場合は、責任を持って対応処理すること。
- (11) 本事業用自転車が違法駐輪として撤去・保管された場合は、運営パートナーの費用負担において対応すること。

9. 結果報告

- (1) 運営パートナーは、利用状況、移動状況、その他の事業運営に係るデータを収集し、適宜、神戸市に提供すること。また、実施したアンケート調査の結果も適宜、神戸市に提供すること。
- (2) 運営パートナーは、下記報告書を神戸市に提出すること。

報告書	提出時期	内容
定期報告書	実施月の翌月末まで ※2年目以降、要協議	【各月の実施状況】 <ul style="list-style-type: none"> ・自転車及びサイクルポートの利用状況（利用者属性、利用者数、利用回数、利用時間、回転率、自転車台数、サイクルポートの設置数等） ・利用者の移動データ ・収支状況 ・利用者の事故や苦情等に関する事項 ・その他、神戸市が指定する事項
中間報告書	令和7年10月末 ※以降、半期毎	【半期の実施状況】 半期毎のデータ推移、中間総括
最終報告書	終了後30日以内	【事業期間すべての実施状況】 社会実験全期間データ、課題、総括等

10. スケジュール

- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| (1) 公募開始 | 令和6年12月20日(金) |
| (2) 参加申請関係書類の提出期限
質問受付締切 | 令和7年1月31日(金) 17時 |
| (3) 参加資格決定通知
質問に対する回答 | 令和7年2月5日(水) |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和7年2月10日(月) 17時 |
| (5) プレゼン審査 | 令和7年2月14日(金) 午後 |
| (6) 選定結果通知 | 令和7年2月中旬 |
| (7) 協定締結 | 令和7年2月下旬(予定) |
| (8) 事業開始 | 令和7年3月下旬～4月上旬(予定) |

以上